

宮下病院患者送迎バス運転・管理業務委託仕様書

1 患者送迎バス運転・管理業務内容

- (1) 患者送迎バスの運転業務
- (2) 患者送迎バスの管理業務

2 使用する患者送迎バス

- (1) 14人乗りワゴン1台（リース契約）

3 業務従事日時

- (1) 運行日：委託者の外来診察日
土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く日
令和8年度：242日（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
- (2) 業務委託時間（運転及び管理業務の時間）
別紙「業務委託時間」のとおり
- (3) 業務委託時間の延長
 - ①委託者が特に必要と認めたときは、業務委託時間を延長することができるものとする。
 - ②この場合、上記3(2)の業務委託時間に係る委託料のほか、1時間当たり臨時委託業務単価（税抜き年間契約額÷1,622時間05分×1.25〔割増率〕×1.1〔消費税〕）を支払うものとする。（円未満切り捨て）

4 患者送迎バス運転業務の内容

- (1) 運行経路及び時間
別紙「福島県立宮下病院＜患者送迎バス＞時刻表」のとおり（曜日別路線方式）
- (2) 運転手の資格：大型第2種免許保有者、又は大型第1種免許保有者で10年以上の中
型以上の自動車運転業務実績がある者

5 患者送迎バスの管理業務の内容

- (1) 点検業務：日常点検（毎日：始業時・終業時）、1ヶ月自主点検
（車検、3ヶ月・12ヶ月法定点検は委託者で実施する）
- (2) 日常業務：燃料給油（燃料費用は除く）
清掃（週1回：室内及び外装）
- (3) 保 險 等：自賠責保険、対人・対物・搭乗者保険は委託者加入

6 安全管理等

- (1) 安全管理
受託者は、委託者と随時連絡をとるなどして、安全運転及び車両の管理に十分配慮する。
- (2) 事故への対応
受託者は、事故の発生並びに車両及び乗客の異常を認めたときは、速やかに委託者・関係機関に連絡すること。

①委託者

宮下病院事務部

0241-52-2321

②関係機関

三島町

会津坂下警察署三島駐在所 0 2 4 1 - 5 2 - 2 3 0 4

会津坂下消防署三島出張所 0 2 4 1 - 5 2 - 3 0 3 2

柳津町

会津坂下警察署柳津駐在所 0 2 4 1 - 4 2 - 2 0 2 5

会津坂下消防署柳津出張所 0 2 4 1 - 4 2 - 2 1 5 0

金山町

会津坂下警察署金山駐在所 0 2 4 1 - 5 4 - 2 0 5 4

会津坂下消防署金山出張所 0 2 4 1 - 5 5 - 3 1 0 0

昭和村

会津坂下警察署昭和駐在所 0 2 4 1 - 5 7 - 2 1 1 0

会津坂下消防署昭和出張所 0 2 4 1 - 5 7 - 2 1 1 9

(3) 事故の賠償

受託者が業務遂行中に、故意又は重大な過失により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害を弁償するものとする。

7 従事者名簿・業務報告

(1) 従事者名簿

受託者は、受託業務の開始に当たり、従事者名簿に従事者の運転免許証の写しを添付して提出する。なお、大型第1種免許保有者で10年以上の中型以上の自動車運転業務実績をもって従事する者は、別紙2運転業務実績証明書を併せて添付する。

(2) 業務報告

従事者は、毎日の業務完了後、患者送迎バス運転・管理日誌にその日の運行状況を記入し提出するものとする。

別紙 業務委託時間 (案)

【令和8年4月1日～令和9年3月31日】

① 月曜日	8:00～15:00 (11:00～11:45休憩) (実働6時間15分)	計46日	287時間30分
② 火曜日	7:45～15:00 (11:00～11:45休憩) (実働6時間30分)	計46日	299時間00分
③-1 水曜日 ※第2・4水曜日以外	7:30～15:30 (11:05～11:50休憩) (実働7時間15分)	計26日	188時間30分
③-2 水曜日 ※第2・4水曜日	6:35～14:30 (10:12～10:57休憩) (実働7時間10分)	計23日	164時間50分
③ 木曜日	8:00～15:00 (11:05～11:50休憩) (実働6時間15分)	計50日	312時間30分
④ 金曜日	7:30～15:30 (11:05～11:50休憩) (実働7時間15分)	計51日	369時間45分

合計 242日 1622時間05分